

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
支援に関すること					
1	支援条件	要綱で定められている条件全てを満たしていないと支援対象と認められないか。	要綱で定めている全ての条件を満たさなければ支援対象とはなりません。なお、第3条2項3号の項目については「いずれか」としておりますので、記載されている全ての変更を行う必要はありません。 (移動手段に関する分散化または訪問等の時間帯の分散化の いずれか でOK)		支援金支払要綱 第3条2項
2	支援条件	首里城内、海洋博公園内での体験プログラムを新たに組み込む場合は対象となり得るか。	要綱で定めている条件を満たしていれば対象となりますので、新たな体験プログラムの実施場所については問いません。首里城公園および海洋博公園につきましては、訪問が集中する時間帯をなるべく避ける、グループに分けて訪問時間をずらすなど、分散化へのご協力をお願いいたします。		支援金支払要綱 第3条2項
3	支援条件	既存の体験プログラム・訪問先を削除せずに、行程中の別日に変更し実施する場合には条件として認められるか。	要綱で定めている条件を満たしており、かつ、申請前に設定している(既存の)体験プログラム・訪問先の削除をせず、「新たに」体験プログラムを行程へ追加していれば支援対象となります。「既存の体験プログラム・訪問先を別日に変更したのみ」では、支援対象となりません。		支援金支払要綱 第3条2項2号
4	支援条件	プログラムを新たに追加する際、コース別研修の一つとして新たに行程に組み込むことは条件として認められるか。	コース別研修として「新たに追加する(変更前の行程では設定がない)」ということであれば対象となります。修学旅行を実施する学校、またはその学校から委託を受けて旅行手配を行う旅行会社の方が支援申請を行う際、その点が明らかに説明できるような書類を整えて提出頂く必要があります。		支援金支払要綱 第3条2項2号
5	支援条件	必要の分散化と旅行需要確保が支援の目的としてあるが、プログラムを新たに追加する日付と交通手段の変更や訪問時間帯の分散化をする日付は、実施期間中での行程変更であれば必ずしも同じ日付でなくても良いか。	支援事業の趣旨としては、体験プログラムの新規追加(A)と需要の分散化(B)に直接的な関連性を持たせることが必要となります。 追加となる体験プログラムの実施日と、需要分散化を考慮した行程変更の対象日は必ずしも同日である必要はありませんが、AとBの間に直接的な関連性があると説明できる資料の提出が必要となります。		支援金支払要綱 第1条、第3条2項
6	支援条件	変更前の行程において、訪問先の施設や体験等が未定の場合、必要の分散化条件を満たした上で、未定箇所新たなプログラムを追加することは条件の対象となるか。	上の回答のとおり、体験プログラムの新規追加(A)と必要の分散化(B)に直接的な関連性があることが明確であれば、未定箇所への新たなプログラムの追加も支援の対象となります。		支援金支払要綱 第1条、第3条2項
7	支援条件	対象となるのは、A新たに体験プログラムに参加、B移動手段の変更または入場時間の分散AとBの条件が必須でしょうか。Bがすでに行程上に組み込まれている場合は、対象外でしょうか。	AとBの条件が必須となります。申請にあたり、元の行程と変更後の行程を比較した際に、分散化が考慮されているかという点を審査いたします。すでにBが組み込まれている場合は比較ができず、分散化が考慮されているかどうか確認することができませんので、対象とならない場合があります。		支援金支払要綱 第3条2項、同3項
8	支援条件	支援対象となる体験プログラムにつきましては、OCVBが指定するものに限定との事ですが、現時点で既に予約している施設が支援対象のプログラムに登録された場合は、支援対象として扱われますか。	支援条件の一つとして、「今年度実施する修学旅行の行程に、新たに体験プログラムを取り入れること」と設定しておりますので、すでに予約している体験プログラムは対象となりません。また、「行程の変更に伴い、本支援事業への申請を目的として、変更前の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先を削除するのは 対象外 」とみなしますので、ご注意ください。		支援金支払要綱 第3条2項
9	支援条件	4クラスでバスを2台で分散できるような体験施設が対象となっているのでしょうか？	体験プログラム登録の主な条件としては、 ・探究学習又はSDGs学習に特化した内容であること ・体験プログラム提供事業者の拠点が沖縄県内にあること ・上記事業者において過去に沖縄県内における修学旅行の受入実績があること としておりますので、体験プログラムそのものの内容に分散化の要素はありません。 支援の条件として、分散化を考慮した行程への変更、および行程変更にあたってOCVBが指定する体験プログラムを 新たに 追加していることの2点を設定しております。		支援金支払要綱 第3条2項2号 体験プログラム登録要綱 第3条
10	支援条件	支援対象として、どのような体験が選択肢になる予定でしょうか。	支援対象となる体験プログラムにつきましては、OCVBが指定するものに限定させていただいております。 指定プログラムにつきましては登録制となっており、7月中旬～下旬を目途に公開予定でございます。 募集内容としては、 探究学習又はSDGs学習に特化したもの で、自然・歴史・平和・文化などジャンルについては問っておりません。⇒7/11に公開しました。	https://education.okinawastory.jp/?post_type=experience&s=&genre%5B%5D=decentralised	支援金支払要綱 第3条2項2号 体験プログラム登録要綱 第3条

令和6年度 修学旅行需要分散化促進支援事業 Q&A一覧

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
11	支援条件	「首里城公園、沖縄海洋博公園内施設、ひめゆりの塔/ひめゆり平和祈念資料館、沖縄県平和祈念資料館又は国際通り周辺の混雑が著しい特定エリアへの訪問、集合・離散時間帯の変更」とあるが上記施設は行程から削除可能と解釈しても良いか。	行程の追加・変更に伴い、支援申請を目的として元の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先を削除しているものは 対象外 となります。		支援金支払要綱第3条3項3号
12	支援条件	第3条3項3号に規定されている「削除」の範囲について、一部でもキャンセルをしていると対象外となりますか。	はい。一部キャンセルでも対象外となります。		支援金支払要綱第3条3項3号
13	支援条件	プログラムを新たに追加する際、既存の体験プログラム・訪問先の時間短縮は条件として認められますか。	既存の体験プログラム・訪問先における滞在時間の短縮により、元々発生するはずだった料金（体験費用や入場料など）が減少してしまう場合は 対象外 となります。 申請時の審査において、行程の変更前後でこの料金が減少していないことが確認できる書類の提出を求めることがあります。確認が取れない、不明である場合は対象外とみなします。		支援金支払要綱第3条3項3号
14	支援条件	第3条3項3号に規定されている、削除すると対象外となる「訪問先」の定義について教えてください。	入場にあたって料金が発生する施設とします。		支援金支払要綱第3条3項3号
15	支援条件	参加者数について限度（上限・下限）はありますか。	支援額算定の際に用いる参加者数について、限度（上限・下限）は設けておりません。なお「参加者」につきましては、旅行全体の参加者ではなく、本支援事業により新たに追加した体験プログラムの参加者となります。		
16	支援金額	予算、人数はどのくらいの規模を想定しておりますでしょうか。	本支援により追加する 体験プログラムの参加者一人当たり10,000円（諸税含む） を上限とした実費相当額としています。 なお、旅行会社が申請者となる場合には、上記上限額の範囲内において、一人当たり対象経費の20%以内の額を手数料として計上可能です。こちらのページでご案内しております説明資料をご確認ください。	https://education.okinawastory.jp/support-and-event/41186/#setsumei	支援金支払要綱第4条
17	申請方法	申込要項は7月のいつ頃予定でしょうか。	申請の受付は7月中旬の開始を予定しております。→ 7/11から受付を開始しました。		
体験プログラムの登録に関すること					
1	登録方法	同一事業者で体験プログラムの複数登録は可能か。 また、可能な場合は様式第1号～3号まではプログラムごとに提出が必要か	同一事業者による複数の体験プログラム登録は可能です。 その場合 ・様式第1号、2号、および4号については各1部を提出 ・様式第3号については登録するプログラムごとの提出 をお願いいたします。 なお様式第4号については、今年度に入ってOCVBからの情報更新依頼に対して応答されている場合は省略することができます。		体験プログラム登録要綱第4条
2	登録方法	SDGs体験が、金額別に複数種類、複数プランあります。料金毎に登録申請すると、提出する書類がかなり多くなってしまいますが、種目毎にまとめて申請することは出来ませんか。	登録のお申し込みには、様式第1号から第4号までの提出が必要となります。 様式第1、2、4号につきましては、1事業者1部ずつの提出となります。 様式第3号につきましては、プログラム毎の提出となります。 ただし、同一のプログラムで、金額による区別のみ（例：サトウキビ収穫体験プログラム 2,000円プラン、5,000円プランなど）の場合は、1枚にまとめてご提出いただけます。 登録についての説明資料をご用意しておりますので、右のリンクからご確認ください。	https://education.okinawastory.jp/topics/38512/#setsumei	体験プログラム登録要綱第4条1項
3	登録方法	「修学旅行需要分散化促進支援事業 支援対象体験プログラム 登録申込書」について、申請資料の提出方法を教えてください。	体験プログラム登録申込み専用フォームをご用意しましたので、右のリンクからアクセスをお願いいたします。提出書類につきましては、オンラインストレージにアップロード後、ダウンロード用URLを、専用フォームへご入力ください。 ※主なオンラインストレージのリンクも専用フォームでご案内しておりますのでご活用ください。	https://forms.office.com/r/iWdfpN24Gn	
4	登録方法	体験プログラムの登録申込み期限はいつになりますか？	登録の締め切りにつきましては、一旦 7/15 を目途に設定しております。		体験プログラム登録要綱第4条1項

令和6年度 修学旅行需要分散化促進支援事業 Q&A一覧

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
5	登録方法	支援対象体験プログラム情報掲載に関するチェックシートの様式第2号について、「受け入れ実績」は1つの都道府県のみで記載でしょうか。	様式第2号の実績記入欄につきまして、都道府県の数について特に制限を設けておりません。過去直近3年以内に県内での修学旅行受入実績があるのかという点を確認する目的で設置しており、過去3年の年間の実績件数を記入頂く必要はございませんので、受入た案件を「3件」ほど記入いただければ大丈夫です。例：R5年 大阪府 200名 マングローブカヤック体験		
6	登録内容	修学旅行プログラムの体験エリアの件で、恩納村は中部（村南部のリゾートホテルや、読谷に本社のあるマリンショップ）としている組織と北部（恩納村北部のホテルや、恩納村に本社のあるマリンショップ）とに分かれています。地形学的には恩納村谷茶以南を本島中部、南恩納以北を本島北部というようです。尚、行政上は恩納村は北部、教育委員会や保健所等は中部に属しています。どちらかに統一する必要がなければ、地形学的に分けたいと思います。いかがでしょうか。	沖縄本島の北部・中部の分けにつきましては多種多様なため、本件において、当方では統一した基準を作っておりません。明らかな誤り（名護市を本島南部と記入するなど）を除き、申請者の視点で区分をお選び頂いて差し支えございません。		